

厚生労働大臣の定める施設基準等に係る掲示

【手術の通則5・通則6】 当院の手術件数(2024年1月～12月)

区分	アイウ	区分名	件数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	26
	イ	黄斑下手術等	10
	ウ	鼓室形成手術等	1
	エ	肺悪性腫瘍手術等	21
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	265
区分 2	ア	靱帯断裂形成手術等	7
	イ	水頭症手術等	32
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	5
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	43
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	7
区分 3	ア	上顎骨形成術等	16
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	1
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分 4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	637
その他	ア	人工関節置換術	102
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	88
	エ	冠動脈バイパス移植術（人工血管を使用しないものを指す。） 及び体外循環を要する手術	67
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	81
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	30
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	144
		経皮的冠動脈粥腫切除術	3
		経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	8
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	5
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	24